

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

取組内容：

クライアント企業様とのパートナー関係を深めるため、マーケティング企画・ブランディング戦略の段階から参画し、デザインだけでなく事業成長に貢献できるクリエイティブ提案を行っています。また、M&A 後のブランド再構築支援や、事業承継に伴う広報・PR 活動のサポートも積極的に実施しています。

- b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

取組内容：

社内外での効率的な情報共有を目指し、クラウドベースのプロジェクト管理ツールやデジタル校正ツールを導入。テレワーク環境を整備し、IT を活用した業務効率化と BCP 対策を推進しています。今後はサイバーセキュリティ体制の強化にも取り組む予定です。

- c. 専門人材マッチング

- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

取組内容：

印刷物やパッケージ制作時において、FSC 認証紙や植物由来インキの使用を推奨。カーボンオフセット印刷の提案など、環境に配慮したデザイン・制作を積極的に行ってています。また、社内でもペーパーレス化や省エネを意識した働き方を推進中です。

- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・ クライアントとの長期的な信頼関係を構築するため、定期的な顧客満足度アンケートを実施し、フィードバックを元に業務改善を行っています。
- ・ プロジェクトにおいて得られたコスト削減効果や新しいノウハウは協力会社にも積極的に共有し、パートナー全体での成長を図っています。
- ・ 短納期・高品質を両立するために、制作工程の標準化と柔軟なスケジュール対応を行い、協力会社の負担軽減にも取り組んでいます。

2025年4月14日

株式会社方角

代表取締役 中尾玲子

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。